

②

令和 7 年

市議会 9 月定例会議案
(その 2)

静 岡 市

議 案 説 明

自認定第 1 号 至認定第 1 4 号

令和 6 年度静岡市各種会計歳入歳出決算の認定について

令和 6 年度の静岡市の一般会計及び特別会計の歳入歳出決算について、地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、それぞれ監査委員の意見書を付けて認定に付すものである。

自認定第 1 5 号 至認定第 1 9 号

令和 6 年度静岡市公営企業会計決算の認定について

令和 6 年度の静岡市の簡易水道事業会計、病院事業会計、農業集落排水事業会計、水道事業会計及び下水道事業会計の決算について、地方公営企業法第 3 0 条第 4 項の規定により、それぞれ監査委員の意見書を付けて認定に付すものである。

議案第 1 4 2 号 令和 7 年度静岡市一般会計補正予算（第 3 号）

令和 7 年度静岡市一般会計補正予算（第 3 号）について、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 2 号の規定により議会の議決を求めるものである。

今回の補正予算は、教育・子育て環境の充実として、小中学校体育館の空調設備整備に要する経費のほか、安全・安心の確保として、まちづくりに資する新たな交通システムの導入に要する経費などの増額を計上した。

この結果、補正予算の総額は、5,830,263 千円の増額となった。

追加の主なものは、総務管理費 3,500,000 千円、社会福祉費 1,385,900 千円、児童福祉費 400,000 千円などである。

これらの財源として、繰越金 2,159,669 千円、国庫支出金 1,498,497 千円などを充当した。

以上の補正額を加えた累計予算額は、397,290,399 千円となる。

なお、継続費の補正は、動物愛護センター建設費の変更である。

繰越明許費は、校舎等改修事業費等において、年度内の完了が見込めないものについて、翌年度に繰り越して使用するものである。

債務負担行為の補正は、東静岡地区ペDESTリアンデッキ整備事業費等の追加、駿府城跡天守台野外展示施設整備事業の変更である。

また、市債の補正は、図書館整備事業債等の変更である。

議案第 1 4 3 号 静岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について

議会の議員その他非常勤の職員の公務又は通勤による災害に対し速やかな認定を行うため、所要の改正をするもので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求めるものである。

議案第 1 4 4 号 静岡市国民健康保険条例の一部改正について

災害時等のやむを得ない理由がある場合においては、減免の適用を受けるために遡及して申請ができるようにするなど、所要の改正をするもので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求めるものである。

議案第 1 4 5 号 静岡市民生委員の定数に関する条例の一部改正について

民生委員の一斉改選に伴い、静岡市民生委員の定数を変更するため、所要の改正をするもので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求めるものである。

議案第 1 4 6 号 静岡市工芸と歴史の体験施設「駿府匠宿」条例の一部改正について

指定管理者のノウハウを活かした創作体験事業を柔軟に実施できるようにするため、創作体験料金を指定管理業務における事業収入として位置付け、利用料金の規定を削除するなど、所要の改正をするもので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求めるものである。

議案第 1 4 7 号 静岡市有度山総合公園運動施設条例の一部改正について

利用者満足度と利用率を上げることを目的に、日中の熱中症警戒アラートの発令確率の高い 6 月から 9 月までの間、テニスコートの供用開始時間を繰り上げるため、所要の改正をするもので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求めるものである。

議案第 1 4 8 号 静岡市自転車等駐車場条例の一部改正について

サービスの向上及び管理運営に係るコストの削減を目的に、有料の駐車場等 13 か所に指定管理者制度を導入するなど、所要の改正をするもので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求めるものである。

議案第 1 4 9 号 静岡市立学校設置条例の一部改正について

児童や生徒数の減少が見込まれ、良好な教育環境を確保することが困難である地域において、市立小中学校の統廃合を行うため、所要の改正をするもので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求めるものである。

議案第 1 5 0 号 静岡市水道事業給水条例の一部改正について

災害その他非常の場合において、公営企業管理者が認めた場合は、他の水道事業者又は他の水道事業者の指定を受けた指定給水装置工事事業者が本市給水区域内の給水装置工事を施行できるようにするため、所要の改正をするもので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求めるものである。

議案第 1 5 1 号 静岡市下水道条例の一部改正について

災害その他非常の場合において、公営企業管理者が認めた場合は、他の公共下水道管理者又は他の公共下水道管理者の指定を受けた下水道排水設備指定工事店が、本市排水区域内の排水設備工事を施行できるようにするため、所要の改正をするもので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求めるものである。

議案第 1 5 2 号 静岡市職員退職料等支給条例等の一部を改正する条例等の一部改正について

恩給法による恩給改定率の改定等に関する政令の一部改正に伴い、退職料及び遺族扶助料の額について、所要の改正をするもので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求めるものである。

議案第 1 5 3 号 権利の放棄について

市が委託した岡児童クラブ運營業務において、受託者である岡地区青少年育成推進委員会が精算すべき過年度の委託料について、同委員会に返還できる資力がなく回収の見込みがないため、権利を放棄するもので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 0 号の規定により議会の議決を求めるものである。

議案第 1 5 4 号 市道路線の認定について

開発行為等に伴い、丸子三丁目 1 号線ほか 2 路線を認定するもので、道路法第 8 条第 2 項の規定により議会の議決を求めるものである。

議案第 1 5 5 号 あらたに生じた土地の確認について

清水港内公有水面埋立てにより、当該土地が本市の区域にあらたに生じた土地であることを確認するもので、地方自治法第 9 条の 5 第 1 項の規定により議会の議決を求めるものである。

議案第 1 5 6 号 字の区域の変更について

清水港内公有水面埋立てにより、字の区域を変更するもので、地方自治法第 2 6 0 条第 1 項の規定により議会の議決を求めるものである。

議案第 1 5 7 号 令和 6 年度静岡市簡易水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和 6 年度の静岡市の簡易水道事業会計の利益の処分について、地方公営企業法第 3 2 条第 2 項の規定により議会の議決を求めるものである。

議案第 1 5 8 号 令和 6 年度静岡市農業集落排水事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和 6 年度の静岡市の農業集落排水事業会計の利益の処分について、地方公営企業法第 3 2 条第 2 項の規定により議会の議決を求めるものである。

議案第 1 5 9 号 令和 6 年度静岡市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和 6 年度の静岡市の水道事業会計の利益の処分について、地方公営企業法第 3 2 条第 2 項の規定により議会の議決を求めるものである。

議案第 1 6 0 号 令和 6 年度静岡市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和 6 年度の静岡市の下水道事業会計の利益の処分について、地方公営企業法第 3 2 条第 2 項の規定により議会の議決を求めるものである。

議案第 1 6 1 号 静岡市土地開発公社の解散について

静岡市土地開発公社を解散することについて、公有地の拡大の推進に関する法律第 2 2 条第 1 項の規定により議会の議決を求めるものである。

目 次

議案番号	件 目	頁
認定第 1 ～ 1 4 号	令和 6 年度静岡市各種会計歳入歳出決算の認定について	別冊
認定第 1 5 ～ 1 9 号	令和 6 年度静岡市公営企業会計決算の認定について	別冊
議案第 1 4 2 号	令和 7 年度静岡市一般会計補正予算（第 3 号）	8
議案第 1 4 3 号	静岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について	1 6
議案第 1 4 4 号	静岡市国民健康保険条例の一部改正について	1 7
議案第 1 4 5 号	静岡市民生委員の定数に関する条例の一部改正について	1 8
議案第 1 4 6 号	静岡市工芸と歴史の体験施設「駿府匠宿」条例の一部改正について	1 9
議案第 1 4 7 号	静岡市有度山総合公園運動施設条例の一部改正について	2 0
議案第 1 4 8 号	静岡市自転車等駐車場条例の一部改正について	2 1
議案第 1 4 9 号	静岡市立学校設置条例の一部改正について	2 6
議案第 1 5 0 号	静岡市水道事業給水条例の一部改正について	2 8
議案第 1 5 1 号	静岡市下水道条例の一部改正について	2 9
議案第 1 5 2 号	静岡市職員退隠料等支給条例等の一部を改正する条例等の一部改正について	3 0
議案第 1 5 3 号	権利の放棄について	3 3
議案第 1 5 4 号	市道路線の認定について	3 4
議案第 1 5 5 号	あらたに生じた土地の確認について	3 5

議案第 156 号	字の区域の変更について	37
議案第 157 号	令和6年度静岡市簡易水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	39
議案第 158 号	令和6年度静岡市農業集落排水事業会計未処分利益剰余金の処分について	40
議案第 159 号	令和6年度静岡市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	41
議案第 160 号	令和6年度静岡市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	42
議案第 161 号	静岡市土地開発公社の解散について	43

令和 7 年度静岡市一般会計補正予算（第 3 号）

令和 7 年度静岡市一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5, 830, 263 千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 397, 290, 399 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第 2 条 継続費の変更は、「第 2 表 継続費補正」による。

（繰越明許費）

第 3 条 地方自治法第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 3 表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第 4 条 債務負担行為の追加及び変更は、「第 4 表 債務負担行為補正」による。

（市債の補正）

第 5 条 市債の変更は、「第 5 表 市債補正」による。

令和 7 年 9 月 16 日提出

静岡市長 難 波 喬 司

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

△印は減

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
12	地方特例交付金	890,000	39,439	929,439
	1 地方特例交付金	851,000	39,439	890,439
13	地方交付税	34,900,000	1,396,658	36,296,658
	1 地方交付税	34,900,000	1,396,658	36,296,658
17	国庫支出金	75,222,170	1,498,497	76,720,667
	2 国庫補助金	15,876,643	1,485,134	17,361,777
	3 国庫委託金	229,740	13,363	243,103
20	寄附金	4,185,376	400,000	4,585,376
	1 寄附金	4,185,376	400,000	4,585,376
21	繰入金	10,455,036	2,300	10,457,336
	1 基金繰入金	9,650,809	2,300	9,653,109
22	繰越金	1,930,544	2,159,669	4,090,213
	1 繰越金	1,930,544	2,159,669	4,090,213
24	市債	38,723,400	333,700	39,057,100
	1 市債	38,723,400	333,700	39,057,100
歳 入 合 計		391,460,136	5,830,263	397,290,399

歳 出

△印は減

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	総務費	38,243,550	3,518,363	41,761,913
	1 総務管理費	21,514,038	3,500,000	25,014,038
	2 企画費	11,360,852	13,800	11,374,652
	4 戸籍住民基本台帳費	1,479,278	4,563	1,483,841
3	民生費	133,584,479	1,785,900	135,370,379
	1 社会福祉費	31,253,949	1,385,900	32,639,849
	2 児童福祉費	64,338,043	400,000	64,738,043
4	衛生費	41,378,300	52,100	41,430,400
	1 保健衛生費	7,849,914	4,600	7,854,514
	4 生活衛生費	201,298	47,500	248,798
7	商工費	8,016,740	20,000	8,036,740
	2 観光費	1,641,010	20,000	1,661,010
8	土木費	46,639,936	84,500	46,724,436
	2 道路橋りょう費	21,895,697	23,000	21,918,697
	4 都市計画費	10,446,418	61,500	10,507,918
9	消防費	17,649,709	4,800	17,654,509
	1 消防費	17,649,709	4,800	17,654,509
10	教育費	56,425,798	364,600	56,790,398
	2 小学校費	19,084,218	70,000	19,154,218
	3 中学校費	16,054,877	140,000	16,194,877
	5 社会教育費	3,653,292	83,300	3,736,592
	6 保健体育費	10,233,137	71,300	10,304,437
歳 出 合 計		391,460,136	5,830,263	397,290,399

第2表 継続費補正

(変 更)

款	項	事業名	区分	総額	年度	年割額
4 衛生費	4 生活衛生費	動物愛護 センター 建設費	変更前	千円 812,000	令和 7 年度	千円 0
					令和 8 年度	490,000
					令和 9 年度	322,000
			変更後	839,000	令和 7 年度	0
					令和 8 年度	83,900
					令和 9 年度	755,100

第3表 繰越明許費

(追 加)

款	項	事業名	金額
3 民生費	1 社会福祉費	社会福祉施設維持管理経費 (地域福祉共生センター 空調設備改修事業)	千円 59,000
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路附属施設更新事業費(防交) (国) 150号	30,000
		道路附属施設更新事業費(市単) (国) 150号	10,000
		道路改良事業費(道交) (庵原町山原線)	80,000
		道路改良事業費(市単) (庵原町山原線)	1,000
		井川湖渡船運営経費	69,000
9 消防費	1 消防費	広域管理運営経費 (消防車両無線機器等設置費)	21,454
10 教育費	1 教育総務費	教職員住宅建設費 (旧峰山教職員住宅解体事業)	35,000
	2 小学校費	校舎等改修事業費 (体育館空調設備整備事業)	70,000
		校舎等改修事業費 (旧峰山小学校解体事業)	20,700
	3 中学校	校舎等改修事業費 (体育館空調設備整備事業)	140,000
	5 社会教育費	管理運営費 (南部図書館空調設備改修事業)	59,000
	6 保健体育費	施設設備整備経費 (給食調理室空調設備整備事業)	66,300

第4表 債務負担行為補正

(追 加)

事 項	期 間	限 度 額
個人番号カード等変更事項印字機器設置費	自 令 和 8 年 度 至 令 和 9 年 度	13,200千円 令和7年度に個人番号カード等変更事項印字機器賃貸借契約を締結し、その金額を令和8年度以降2年間で支払う。
静岡斎場待合棟空調設備更新事業費	令 和 8 年 度	83,000千円 令和7年度に静岡斎場待合棟空調設備修繕契約を締結し、その金額を令和8年度に支払う。
国道150号久能拡幅（柳沢橋）（道路改良事業（その2））	令 和 8 年 度	256,000千円 令和7年度に国道150号久能拡幅（柳沢橋）道路改良工事請負契約を締結し、その金額の一部を令和8年度に支払う。
東静岡地区ペデストリアンデッキ整備事業費	自 令 和 8 年 度 至 令 和 1 1 年 度	2,510,000千円 令和8年度に東静岡地区ペデストリアンデッキ整備業務委託契約を締結し、その金額を令和8年度以降4年間で支払う。
地域交通実証運行費	令 和 8 年 度	30,500千円 令和7年度に地域交通実証運行業務委託契約を締結し、その金額の一部を令和8年度に支払う。
災害時総合情報システム改修業務経費	令 和 8 年 度	17,700千円 令和7年度に災害時総合情報システム改修業務委託契約を締結し、その金額を令和8年度に支払う。

(変 更)

事 項	区分	期 間	限 度 額
駿府城跡天守台野外展示施設 整備事業費	変 更 前	令 和 8 年 度	3 7 0, 0 0 0 千円
	変 更 後	令 和 8 年 度	4 9 0, 0 0 0 千円

第5表 市債補正

(変 更)

△印は減

起 債 の 目 的	限 度 額		
	補正前の額	補 正 額	補正後の額
	千円	千円	千円
社会福祉施設整備事業	65,800	53,100	118,900
障 害 者 福 祉 施 設 整 備 事 業	56,200	900	57,100
動 物 愛 護 セ ン タ ー 建 設 事 業	77,800	35,600	113,400
渡 船 整 備 事 業	41,400	20,700	62,100
小 学 校 建 設 事 業	314,800	34,600	349,400
中 学 校 建 設 事 業	3,047,200	69,200	3,116,400
図 書 館 整 備 事 業	30,200	69,900	100,100
学校給食施設整備事業	55,300	49,700	105,000

静岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について

静岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 9 月 16 日提出

静岡市長 難 波 喬 司

静岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する
条例

静岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成15年静岡市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 3 項に次のただし書を加える。

ただし、明らかに公務又は通勤により生じた災害であると実施機関が認めるものについては、この限りでない。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年11月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の静岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第 4 条の規定は、この条例の施行の日以後に実施機関に報告された公務又は通勤により生じた災害について適用し、同日前に実施機関に報告された公務又は通勤により生じた災害については、なお従前の例による。

静岡市国民健康保険条例の一部改正について

静岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 9 月 1 6 日提出

静岡市長 難 波 喬 司

静岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例

静岡市国民健康保険条例（平成16年静岡市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第31条に次の 2 項を加える。

- 3 保険料の減額又は免除を受けようとする者が、前項に規定する期限までに同項に規定する申請書を提出しなかったことについて、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、当該者は、前項の期限経過後においても、減額又は免除の申請を行うことができる。
- 4 前 2 項の規定にかかわらず、市長は、やむを得ない理由があると認めるときは、職権で保険料を減額し、又は免除することができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の静岡市国民健康保険条例の規定は、この条例の施行の日以後に納期限が到来する保険料について適用し、同日前までに納期限が到来した保険料については、なお従前の例による。

議案第 145 号

静岡市民生委員の定数に関する条例の一部改正について

静岡市民生委員の定数に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 9 月 16 日提出

静岡市長 難 波 喬 司

静岡市民生委員の定数に関する条例の一部を改正する条例

静岡市民生委員の定数に関する条例（平成26年静岡市条例第9号）の一部を次のように改正する。

本則中「1,204人」を「1,212人」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年12月 1 日から施行する。

静岡市工芸と歴史の体験施設「駿府匠宿」条例の一部改正について

静岡市工芸と歴史の体験施設「駿府匠宿」条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年9月16日提出

静岡市長 難波 喬 司

静岡市工芸と歴史の体験施設「駿府匠宿」条例の一部を改正する条例

静岡市工芸と歴史の体験施設「駿府匠宿」条例（平成15年静岡市条例第189号）の一部を次のように改正する。

第4条中「午前10時から午後7時まで」を「午前9時30分から午後6時まで」に、同条ただし書中「第10条第1項」を「第9条」に改める。

第5条第1号を次のように改める。

（1）火曜日（当日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その翌日以後の最初の休日以外の日）

第5条第2号中「12月30日から翌年の1月1日まで」を「12月28日から翌年の1月4日まで」に改める。

第6条を削り、第7条を第6条とし、第8条を第7条とし、第9条を第8条とし、第10条中第2項から第5項までを削り、同条を第9条とし、第11条から第16条までを1条ずつ繰り上げる。

別表を削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

静岡市有度山総合公園運動施設条例の一部改正について

静岡市有度山総合公園運動施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年9月16日提出

静岡市長 難波 喬 司

静岡市有度山総合公園運動施設条例の一部を改正する条例

静岡市有度山総合公園運動施設条例（平成15年静岡市条例第233号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表を次のように改める。

区分	供用時間
4月1日から5月31日まで	午前9時から午後6時まで
6月1日から7月31日まで	午前7時から午後7時まで
8月1日から8月31日まで	午前7時から午後6時まで
9月1日から9月30日まで	午前7時から午後5時まで
10月1日から10月31日まで及び2月1日から3月31日まで	午前9時から午後5時まで
11月1日から翌年の1月31日まで	午前9時から午後4時まで

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（施行前の準備）

- 2 この条例による改正後の静岡市有度山総合公園運動施設条例第3条第1項の規定に基づく運動施設の利用に係る許可の手續及びこれに伴う利用料金の収受その他の行為は、この条例の施行の日前においてもこれを行うことができる。

静岡市自転車等駐車場条例の一部改正について

静岡市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年9月16日提出

静岡市長 難波 喬 司

静岡市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

静岡市自転車等駐車場条例（平成15年静岡市条例第238号）の一部を次のように改正する。

第4条中「それぞれ当該駐車対象車両欄に定める自転車等とする」を「規則で定める」に改める。

第5条中「別表第2」の次に「及び別表第2の2」を加え、同条ただし書中「静岡市清水駅東口自転車等駐車場以外の」を「別表第2に掲げる」に、「静岡市清水駅東口自転車等駐車場に」を「別表第2の2に掲げる駐車場（以下「指定管理駐車場」という。）に」に改める。

第6条第1項を次のように改める。

別表第2に掲げる駐車場のうち静岡市東静岡駅北口自転車等駐車場及び静岡市草薙駅前西自転車等駐車場（以下「有料駐車場」という。）並びに指定管理駐車場の利用の方法は、定期利用若しくは一時利用又はその両方とし、各駐車場の利用の方法については、市長が別に定める。

第6条第2項を削り、同条第3項中「有料駐車場」の次に「及び指定管理駐車場（以下「有料駐車場等」という。）」を加え、「静岡市清水駅東口自転車等駐車場以外の駐車場」を「有料駐車場」に、「静岡市清水駅東口自転車等駐車場に」を「指定管理駐車場に」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「有料駐車場」を「有料駐車場等」に改め、同項を同条第3項とする。

第7条第1項を次のように改める。

有料駐車場を定期利用又は一時利用する者は、市長が別に定めるところにより、それぞれ別表第3に定める駐車料金を納付しなければならない。

第7条第2項中「前条第4項」を「前条第3項」に改め、「静岡市清水駅東口自転車等駐車場以外の」を削る。

第8条及び第9条中「静岡市清水駅東口自転車等駐車場以外の」を削る。

第10条第1項を次のように改める。

指定管理駐車場を定期利用又は一時利用する者は、それぞれ第19条第3項の利用料金を指定管理駐車場の指定管理者の定めるところにより当該指定管理者に支払わなければならない。

第10条第2項中「第6条第4項」を「第6条第3項」に、「有料駐車場」を「有料駐車場等」に、「静岡市清水駅東口自転車等駐車場」を「指定管理駐車場」に改める。

第11条中「有料駐車場」を「有料駐車場等」に改める。

第15条第1項中「第6条第4項」を「第6条第3項」に改める。

第17条の前の見出し、第17条及び第18条中「有料駐車場」を「有料駐車場等」に改める。

第19条、第21条第1号及び第2号並びに第23条第1号及び第2号中「静岡市清水駅東口自転車等駐車場」を「指定管理駐車場」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条、第4条関係）

名称	位置
静岡市青葉通り自転車等駐車場	静岡市葵区呉服町二丁目3番地の1地先
静岡市追手町自転車等駐車場	静岡市葵区追手町8番地の7地先
静岡市黒金町西第1自転車等駐車場	静岡市葵区黒金町38番地の1
静岡市黒金町西第2自転車等駐車場	静岡市葵区黒金町38番地の1
静岡市黒金町東第1自転車等駐車場	静岡市葵区黒金町60番地の1
静岡市黒金町東第2自転車等駐車場	静岡市葵区黒金町57番地の1
静岡市東静岡駅北口自転車等駐車場	静岡市葵区東静岡一丁目2番30号
静岡市東静岡駅南口自転車等駐車場	静岡市駿河区東静岡二丁目1番1号
静岡市森下町自転車等駐車場	静岡市駿河区森下町1番1号
静岡市安倍川駅西口自転車等駐車場	静岡市駿河区鎌田432番地の6
静岡市用宗駅自転車等駐車場	静岡市駿河区用宗城山町698番地の8地先
静岡市安倍川駅東口第1自転車等駐車場	静岡市駿河区みずほ四丁目11番6号
静岡市安倍川駅東口第2自転車等駐車場	静岡市駿河区みずほ四丁目15番1号
静岡市清水駅西口第1自転車等駐車場	静岡市清水区辻一丁目15番22号
静岡市清水駅西口第2自転車等駐車場	静岡市清水区辻一丁目14番1号

静岡市清水駅東口自転車等駐車場	静岡市清水区島崎町219番地
静岡市清水桜橋第1自転車等駐車場	静岡市清水区春日一丁目1033番地の4
静岡市清水桜橋第2自転車等駐車場	静岡市清水区春日一丁目1042番地の2
静岡市清水桜橋第3自転車等駐車場	静岡市清水区入江岡町884番地の3
静岡市清水桜が丘自転車等駐車場	静岡市清水区桜が丘町975番地の3
静岡市清水狐ヶ崎北自転車等駐車場	静岡市清水区北脇官有無番地
静岡市清水狐ヶ崎南自転車等駐車場	静岡市清水区上原一丁目官有無番地
静岡市草薙駅前西自転車等駐車場	静岡市清水区草薙一丁目3番20号
静岡市草薙駅前東自転車等駐車場	静岡市清水区草薙1932番地の3
静岡市草薙駅北口自転車等駐車場	静岡市清水区草薙北2番24号
静岡市蒲原駅西自転車等駐車場	静岡市清水区蒲原堰沢299番地
静岡市蒲原駅東自転車等駐車場	静岡市清水区蒲原中322番地の13
静岡市新蒲原駅前自転車等駐車場	静岡市清水区蒲原900番地の2
静岡市由比駅前自転車等駐車場	静岡市清水区由比今宿185番地の6
静岡市興津駅自転車等駐車場	静岡市清水区興津中町435番地の12

別表第2を次のように改める。

別表第2（第5条、第6条関係）

名称	入出場時間
静岡市東静岡駅北口自転車等駐車場	午前4時30分から翌日の午前零時30分まで
静岡市用宗駅自転車等駐車場	終日（午前零時から午後12時までをいう。 以下同じ。）
静岡市安倍川駅東口第2自転車等駐車場	
静岡市清水桜橋第1自転車等駐車場	
静岡市清水桜橋第2自転車等駐車場	
静岡市清水桜橋第3自転車等駐車場	
静岡市清水桜が丘自転車等駐車場	
静岡市清水狐ヶ崎北自転車等駐車場	
静岡市清水狐ヶ崎南自転車等駐車場	
静岡市草薙駅前西自転車等駐車場	午前5時30分から午後11時まで

静岡市草薙駅前東自転車等駐車場	終日
静岡市蒲原駅西自転車等駐車場	
静岡市蒲原駅東自転車等駐車場	
静岡市新蒲原駅前自転車等駐車場	
静岡市由比駅前自転車等駐車場	
静岡市興津駅自転車等駐車場	

別表第2の次に次の1表を加える。

別表第2の2（第5条関係）

名称	入出場時間
静岡市青葉通り自転車等駐車場	終日
静岡市追手町自転車等駐車場	
静岡市黒金町西第1自転車等駐車場	
静岡市黒金町西第2自転車等駐車場	
静岡市黒金町東第1自転車等駐車場	
静岡市黒金町東第2自転車等駐車場	
静岡市東静岡駅南口自転車等駐車場	
静岡市森下町自転車等駐車場	
静岡市安倍川駅西口自転車等駐車場	
静岡市安倍川駅東口第1自転車等駐車場	
静岡市清水駅西口第1自転車等駐車場	
静岡市清水駅西口第2自転車等駐車場	
静岡市清水駅東口自転車等駐車場	午前5時30分から午後12時まで
静岡市草薙駅北口自転車等駐車場	終日

別表第3の1 静岡市青葉通り自転車等駐車場、静岡市追手町自転車等駐車場、静岡市黒金町西第1自転車等駐車場、静岡市黒金町西第2自転車等駐車場、静岡市黒金町東第1自転車等駐車場、静岡市黒金町東第2自転車等駐車場、静岡市東静岡駅北口自転車等駐車場、静岡市東静岡駅南口自転車等駐車場、静岡市森下町自転車等駐車場、静岡市安倍川駅西口自転車等駐車場、静岡市清水駅西口第1自転車等駐車場、静岡市清水駅西口第2自転車等駐車場、静岡市草薙駅前西自転車等駐車場、静岡市草薙駅北口自転車等駐車場及び静岡市由比駅前自転車等駐車場の駐車料金の表を別表第3の1 有料駐車場の駐車料金の表とし、別表第3の2 静岡市清水駅東口自

転車等駐車場の利用料金の限度額の表を別表第3の2指定管理駐車場の利用料金の限度額の表とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、附則第3項及び第4項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の静岡市自転車等駐車場条例（以下「新条例」という。）第10条及び別表第3の規定にかかわらず、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに新条例別表第2の2に掲げる駐車場のうち静岡市清水駅東口自転車等駐車場を除く駐車場（以下「改正対象駐車場」という。）の定期利用の許可を受け、施行日において当該許可に係る利用期間を経過していない者は、施行日以後においても、当該許可に係る利用期間内に限り、当該許可により改正対象駐車場を利用することができる。

(施行前の準備)

- 3 改正対象駐車場の指定管理者の指定に関し必要な行為は、施行日前においても、新条例第20条から第23条までの規定の例により行うことができる。
- 4 施行日において改正対象駐車場の指定管理者となるものは、施行日前においても、新条例第6条、第10条及び第19条の規定の例により、施行日以後の改正対象駐車場の利用に係る許可の手續並びに利用料金の設定及び収受その他の行為を行うことができる。

静岡市立学校設置条例の一部改正について

静岡市立学校設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 9 月 1 6 日提出

静岡市長 難 波 喬 司

静岡市立学校設置条例の一部を改正する条例

静岡市立学校設置条例（平成15年静岡市条例第264号）の一部を次のように改正する。

別表 1 小学校の表中

「				
静岡市立大河内小学校	静岡市葵区平野1850番地の 3	を	静岡市立梅ヶ島小学校	静岡市葵区梅ヶ島1309番地の 1
	静岡市葵区梅ヶ島1309番地の 1			
」				
「				
静岡市立大河内小学校	静岡市葵区平野1850番地の 3	に、		
」				
「				
静岡市立蒲原東小学校	静岡市清水区蒲原666番地	を	静岡市立蒲原西小学校	静岡市清水区蒲原新田二丁目25番 1 号
静岡市立蒲原西小学校	静岡市清水区蒲原新田二丁目25番 1 号			
静岡市立由比小学校	静岡市清水区由比町屋原329番地			
静岡市立由比北小学校	静岡市清水区由比入山2158番地			
」				
「				
静岡市立蒲原小学校	静岡市清水区蒲原49番地	に	静岡市立由比小学校	静岡市清水区由比町屋原329番地
静岡市立由比小学校	静岡市清水区由比町屋原329番地			
」				

改める。

別表 2 中学校の表中

「

静岡市立大河内中学校	静岡市葵区平野1850番地の66
静岡市立梅ヶ島中学校	静岡市葵区梅ヶ島1309番地の 1

を

」

「

静岡市立大河内中学校	静岡市葵区平野1850番地の66
------------	------------------

に

」

改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

静岡市水道事業給水条例の一部改正について

静岡市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年9月16日提出

静岡市長 難波 喬 司

静岡市水道事業給水条例の一部を改正する条例

静岡市水道事業給水条例（平成15年静岡市条例第299号）の一部を次のように改正する。

第5条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

- 4 第1項の規定にかかわらず、災害その他非常の場合において管理者が必要があると認めるときは、他の水道事業者又は法第16条の2第1項の規定による他の水道事業者の指定を受けた者（以下これらの者を「非常時給水装置工事事業者」という。）に給水装置工事を施行させることができる。この場合における非常時給水装置工事事業者が施行する給水装置工事については、指定給水装置工事事業者が施行する給水装置工事とみなしてこの条例の規定を適用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

静岡市下水道条例の一部改正について

静岡市下水道条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 9 月 16 日提出

静岡市長 難 波 喬 司

静岡市下水道条例の一部を改正する条例

静岡市下水道条例（平成15年静岡市条例第301号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項中「工事は、」の次に「次の各号に掲げる工事を除き、」を加え、同項ただし書を削り、同項に次の各号を加える。

- （１）管理者が特に知識及び技能を有すると認める者が施行する除害施設の新設等の工事
- （２）管理者が他の公共下水道管理者又は他の公共下水道管理者の指定を受けた者に行わせる必要があると認める災害その他非常の場合における工事

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

静岡市職員退隠料等支給条例等の一部を改正する条例等の一部改正について

静岡市職員退隠料等支給条例等の一部を改正する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年9月16日提出

静岡市長 難波 喬 司

静岡市職員退隠料等支給条例等の一部を改正する条例等の一部を改正する条例

(静岡市職員退隠料等支給条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第1条 静岡市職員退隠料等支給条例等の一部を改正する条例（昭和41年静岡市条例第36号）の一部を次のように改正する。

附則第5条中「令和6年4月分」を「令和7年4月分」に改め、同条の表中「1,163,300円」を「1,185,900円」に、「872,400円」を「889,400円」に、「813,400円」を「829,200円」に、「610,000円」を「621,900円」に改める。

(静岡市職員退隠料等支給条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 静岡市職員退隠料等支給条例等の一部を改正する条例（平成12年静岡市条例第83号）の一部を次のように改正する。

附則第2条中「令和6年4月分」を「令和7年4月分」に改める。

附則別表を次のように改める。

附則別表（附則第2条関係）

退隠料年額の計算の 基礎となっている給 料年額	仮定給料年額	退隠料年額の計算の 基礎となっている給 料年額	仮定給料年額
円	円	円	円
1,301,700	1,362,900	3,557,900	3,725,100
1,354,600	1,418,300	3,735,700	3,911,300

1, 387, 400	1, 452, 600	3, 911, 900	4, 095, 800
1, 420, 300	1, 487, 100	4, 020, 600	4, 209, 600
1, 457, 600	1, 526, 100	4, 126, 700	4, 320, 700
1, 510, 800	1, 581, 800	4, 342, 000	4, 546, 100
1, 556, 600	1, 629, 800	4, 552, 800	4, 766, 800
1, 599, 400	1, 674, 600	4, 594, 200	4, 810, 100
1, 651, 000	1, 728, 600	4, 758, 000	4, 981, 600
1, 703, 100	1, 783, 100	4, 964, 600	5, 197, 900
1, 759, 800	1, 842, 500	5, 170, 100	5, 413, 100
1, 817, 200	1, 902, 600	5, 374, 200	5, 626, 800
1, 888, 700	1, 977, 500	5, 503, 100	5, 761, 700
1, 933, 900	2, 024, 800	5, 640, 400	5, 905, 500
1, 992, 000	2, 085, 600	5, 904, 900	6, 182, 400
2, 048, 700	2, 145, 000	6, 157, 000	6, 446, 400
2, 161, 000	2, 262, 600	6, 291, 400	6, 587, 100
2, 191, 200	2, 294, 200	6, 419, 000	6, 720, 700
2, 277, 800	2, 384, 900	6, 672, 200	6, 985, 800
2, 392, 800	2, 505, 300	6, 785, 100	7, 104, 000
2, 520, 000	2, 638, 400	6, 909, 900	7, 234, 700
2, 584, 900	2, 706, 400	7, 130, 700	7, 465, 800
2, 646, 800	2, 771, 200	7, 353, 700	7, 699, 300
2, 735, 200	2, 863, 800	7, 395, 300	7, 742, 900
2, 787, 300	2, 918, 300	7, 434, 600	7, 784, 000
2, 938, 000	3, 076, 100	7, 474, 000	7, 825, 300
3, 012, 900	3, 154, 500	7, 566, 400	7, 922, 000
3, 090, 900	3, 236, 200	7, 753, 200	8, 117, 600
3, 241, 400	3, 393, 700	7, 939, 900	8, 313, 100
3, 393, 000	3, 552, 500	8, 032, 200	8, 409, 700
3, 432, 600	3, 593, 900	8, 126, 900	8, 508, 900

退隠料年額の計算の基礎となっている給料年額が8,126,900円を超える場合においては、その年額に1.047を乗じて得た額（その額に50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げる。）を、仮定給料年額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

権利の放棄について

権利を次のとおり放棄する。

令和 7 年 9 月 16 日提出

静岡市長 難 波 喬 司

権利の内容	静岡市放課後児童クラブ運営業務において生じた委託料の精算金 (平成 25 年度から平成 29 年度分)
金 額	2, 5 5 3, 9 5 0 円
相 手 方	静岡市清水区神田町 4－3 岡地区青少年育成推進委員会 委員長 伊東 哲生
放棄の理由	市が委託した岡児童クラブ運営業務において、受託者である岡地区青少年育成推進委員会が精算すべき過年度の委託料について、同委員会に返還できる資力がなく回収の見込みがないため。

市道路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり市道の路線を認定する。

令和 7 年 9 月 16 日提出

静岡市長 難波 喬 司

整理 番号	路 線 名	起 点	重要な経過地
		終 点	
1	丸子三丁目 1 号線	静岡市駿河区丸子三丁目 667 番 42 地先	_____
		静岡市駿河区丸子三丁目 675 番 1 地先	
2	追分一丁目 9 号線	静岡市清水区追分一丁目 88 番 13 地先	_____
		静岡市清水区追分一丁目 88 番 17 地先	
3	新聞源田川橋歩行者専用道線	静岡市葵区新聞 377 番 1 地先	_____
		静岡市葵区新聞 980 番 3 地先	

議案第 155 号

あらたに生じた土地の確認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 9 条の 5 第 1 項の規定により、本市内に次の土地があらたに生じたことを確認する。

令和 7 年 9 月 16 日提出

静岡市長 難 波 喬 司

清水区興津本町字南側外 831 番の地先公有水面埋立地

32,404.01 平方メートル

上記地番は、令和 7 年 7 月 1 日現在の登記簿による。

位置図



この図面は、「国土地理院地図（電子国土web）の淡色地図」を下地にしたものである。

議案第 156 号

字の区域の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、本市内の字の区域を次のとおり変更する。

令和 7 年 9 月 16 日提出

静岡市長 難 波 喬 司

清水区興津本町字南側外に編入する区域

清水区興津本町字南側外 831 番の地先公有水面埋立地

32,404.01 平方メートル

上記地番は、令和 7 年 7 月 1 日現在の登記簿による。

位置図



この図面は、「国土地理院地図（電子国土web）の淡色地図」を下地にしたものである。

議案第 157 号

令和 6 年度静岡市簡易水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和 6 年度静岡市簡易水道事業会計未処分利益剰余金 18,902,846 円のうち
16,630,342 円を減債積立金に積立て、13,712,000 円を減債積立金から取
崩し、15,984,504 円を資本金へ組入れるものとする。

令和 7 年 9 月 16 日提出

静岡市長 難 波 喬 司

議案第 158 号

令和 6 年度静岡市農業集落排水事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和 6 年度静岡市農業集落排水事業会計未処分利益剰余金 43,796,035 円を減債積立金に積立て、25,700,126 円を減債積立金から取崩し、資本金へ組入れるものとする。

令和 7 年 9 月 16 日提出

静岡市長 難 波 喬 司

議案第 159 号

令和 6 年度静岡市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和 6 年度静岡市水道事業会計未処分利益剰余金 3, 285, 214, 265 円のうち
1, 588, 581, 263 円を減債積立金に積立て、1, 696, 633, 002 円を資本
金へ組入れるものとする。

令和 7 年 9 月 16 日提出

静岡市長 難 波 喬 司

議案第160号

令和6年度静岡市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和6年度静岡市下水道事業会計未処分利益剰余金4,900,574,805円のうち560,457,864円を減債積立金に積立て、4,340,116,941円を資本金へ組入れるものとする。

令和7年9月16日提出

静岡市長 難波 喬 司

議案第 161 号

静岡市土地開発公社の解散について

公有地の拡大の推進に関する法律（昭和 47 年法律第 66 号）第 22 条第 1 項の規定により、静岡市土地開発公社を解散するものとする。

令和 7 年 9 月 16 日提出

静岡市長 難 波 喬 司